

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 2 1 日

支出負担行為担当官

神戸拘置所長 岡 田 済

1 工事概要

(1) 品目分類番号

4 1

(2) 工事名

令和 8 年度神戸拘置所倉庫屋上防水等改修工事

(3) 工事場所

兵庫県神戸市北区ひよどり北町 1 丁目 1 番地

(4) 工事内容

屋上防水改修、外壁改修、建具シール改修、内部造作等の解体撤去及び補修、トイレ改修、残置物撤去処分、倉庫保管品の移動運搬

(5) 工期

令和 9 年 3 月 2 6 日まで

(6) 使用する主要な資機材

仮設足場、仮設倉庫、ルーフィングシート、改修用ドレイン、シーリング材、モルタル、便器、手洗器、ブース、配管類

(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事になる場合は遵守すること。

(8) 本件入札手続は、下記 3 に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、相当の理由（災害で使用不可等）があり電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 本工事の業種区分（建築一式工事）において、**法務省の令和 7・8 年度における建設工事の一般競争参加資格の認定を受けていること**（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 法務省の令和 7・8 年度における**建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、850 点以上 1,000 点未満（資格区分 C）若しくは総合数値 850 点未満（資格区分 D）**であること。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。
 - ア 一級施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 上記（4）に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。
 - ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と 3 か月以上の雇用関係にあること。
- (5) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。
 - ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
 - イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
 - ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用につい

て」に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協理事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (11) 法務省が発注した工事について、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が 65 点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が 1 か月を経過していること。

3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒651-1124 神戸市北区ひよどり北町2-1
神戸拘置所総務部用度課 営繕係
電話 078-743-3663 内線 (132)
- (2) 入札説明書等の入手期間及び入手方法
- ア 入手期間
公告日から開札日まで
- イ 入手方法
(ア) 入札説明書等(入札説明書別冊の図面を除く)は、上記(1)にて交付
又は電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) からダウンロード
できる。
(イ) 入札説明書別冊の図面等については、競争参加資格確認結果で合格
した者に限り、令和8年9月7日(月)から同年9月29日(火)ま
で上記(1)でのみ交付(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律
第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで。)するので、担当者に入手
予定日時を連絡の上、必ず入手すること(同図面は上記(ア)の方法によ
っては入手できない)。

(ウ) 別冊の図面を含む入札説明書等について、郵送又は電子メールによる入手申し込みは受け付けない。

(3) 申請書の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和8年8月21日(金)から同年9月3日(木)までの休日を除く
毎日、午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

相当な理由がある場合を除き、電子調達システムにより提出すること。
なお、相当な理由があり、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に
持参若しくは郵送(提出期間内必着。)すること。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札

(ア) 入札書の提出期限

令和8年9月29日(火)午後1時30分まで

(イ) 入札書の提出方法

電子調達システムによる。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送(提出
期間内必着)すること。

イ 開札

(ア) 開札の日時

令和8年9月30日(水)午前11時

(イ) 開札の場所

〒651-1124 神戸市北区ひよどり北町2-1
神戸拘置所会議室又は電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準
時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行神戸支店代理店(三井住友銀行神戸営業部))。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行神戸支店代理店(三井住友銀行神戸営業部))又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事
履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、

契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

おって、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

(6) 配置予定技術者の確認等

落札者決定後、工事实績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格と同種又は類似工事の経験等の総合評価について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。

(7) 手続における交渉の意図の有無

無

(8) 契約書の作成の要否

要

(9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1) に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3

(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。その旨を記載する等、申請書提出時に明示すること。

(12) 詳細は入札説明書による。